

総務経済委員会会議録

招 集 年 月 日	平成28年 3月11日						
招 集 の 場 所	湖西市役所 委員会室						
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 会	午前10時00分			委 員 長	加藤 弘己	
	閉 会	午後 1時31分			委 員 長	加藤 弘己	
出席並びに欠席議員 出席 6名 欠席 0名 ○……………出席を示す ▲……………欠席を示す	氏 名	出 欠	氏 名	出 欠			
	加藤 弘己	○	馬場 衛	○			
	福永 桂子	○	吉田 建二	○			
	島田 正次	○	二橋 益良	○			
説明のため出席した 者の職・氏名	総 務 部 長	山本 英俊		市 民 経 済 部 長	青島 一郎		
	総 務 課 長	長田 尚史		商 工 観 光 課 長	守田 浩淑		
	課長代理兼人事係長	田内 紀善		商 業 観 光 係 長	馬淵 豪		
				商 業 観 光 係 主 事	大橋 彰吾		
				保 険 年 金 課 長	森 宣雄		
				課長代理兼国保年金係長	松本 圭史		
				特 定 健 診 係 長	佃 祐子		
				後 期 高 齢 者 医 療 係 長	阿部 祐城		
職務のため出席した者の 職・氏名	局 長	松本 裕行		係 長	長田 裕二	書 記	三浦 梨紗
会議に付した事件	平成28年3月定例会付託議案の審査						
会議の経過	別 紙 の と お り						

傍聴議員：神谷里枝、竹内祐子、楠 浩幸

総務経済委員会会議録

平成28年3月11日（金）

湖西市役所 委員会室

湖西市議会

[午前10時00分 開会]

○馬場副委員長 皆さん、おはようございます。本日は御多忙のところ御参集いただきまして、ありがとうございます。

それでは、委員長、開会をお願いいたします。

○加藤委員長 皆さん、おはようございます。

暖かい日や寒い日が交互に来ておりまして、体調管理が非常に難しい時期でございますけれども、とにかく、この本会議が終了するまでは耐えていただきたいと思います。よろしく申し上げます。それでは、座らせていただきます。

それでは、所定の定足数に達しておりますので、ただいまから総務経済委員会を開会いたします。

本日、神谷議員、竹内議員、楠議員より傍聴の申し出があり、当委員会に同席されますので報告いたします。

それから、本日3月11日は、東日本大震災が発生してから5年が経とうとしております。この震災により犠牲となられた全ての方々に対し、哀悼の意をあらわすべく黙禱をささげ、御冥福をお祈りいたします。黙禱は、地震が発生した午後2時46分に行いますので、皆さんの御協力をお願いいたします。黙禱時間が委員会中の場合、私から案内しますので、黙禱をお願いいたします。委員会中でない場合は、庁内放送などの案内で、それぞれ黙禱をお願いいたします。

本委員会に付託されました議案は、既に配付されております付託議案一覧表のとおりでございますので、よろしくお願い申し上げます。

ただいまから議案の審査に入りますが、発言は必ず挙手の上、指名に基づいて行ってください。

質疑は一問一答式とし、答弁は要点を簡潔に述べていただきたいと思います。なお、会議録作成のため、マイクのスイッチの入れ忘れのないようお願いいたします。

また、職員が資料確認等のため、審査の最中に委員会室を出入りすることにつきまして、あらかじめ許可をいたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○加藤委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

出入りする職員におかれましては、審査の邪魔にならないよう、静かに出入りするようお願いいたします。

では、議案の審査に入らせていただきます。

審査は、議案第2号、議案第4号、議案第3号、議案第29号、議案第31号の順に行います。

それでは、議案第2号湖西市職員の退職管理に関する条例制定についてを議題といたします。

議案書8ページです。

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。島田委員。

○島田委員 今回の条例を制定した理由は、それと、課長も部長と同じ制限をするのか、お答えをお願いします。

○加藤委員長 総務課長。

○長田総務課長 今回の改正につきましては、昨年、平成27年に改正された地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律に基づきまして制定するものです。

目的につきましては、公務員法第38条になりますが、そちらのほうで退職者の管理について規定が設けられまして、公務員法では、組織の長、部長になりますが、執行機関の組織の長が、退職後2年間につきまして、退職前5年間の業務につきまして、退職後、口ききといいますが、依頼することを禁じられた措置であります。

全ての公務員がそういう形になりますが、それに加えて、部長につきましては5年間より前の業務につきましても、業務に関連した委託であるとか、そういう行為につきまして、口ききをしてはいけないという規定がなされたので、そちらを公務員法に倣って運用することになります。

今回の条例につきましては、組織の長が部長であります。部制をしいている市町村につきましては、課長につき

まして専決権がございますので、部長と同様に、普通の公務員の禁止に加えまして、5年以上前の業務に関する口ききといえますか、依頼についても、してはいけないという規定になりますので、それにつきましては、市で条例を制定して定めることとされておりますので、課長につきましても、部長と同様に、5年より前の業務につきましても禁止するという形で今回条例を制定したものです。

以上です。

○加藤委員長 島田委員、どうですか。

○島田委員 はい、結構です。

○加藤委員長 吉田委員。

○吉田委員 ただいま説明していただいた中において、課長も部長と同様に専決権がある、そのような重要な職務にあったからということですが、仮に課長に専決権を与えていないような場合には、どうなりますか。

○加藤委員長 総務課長。

○長田総務課長 実際には部制をしいている、湖西市もそうなのですけれども、確実に専決権が専決基準の中にございますので、7級の課長につきましても同じような権限があるということで、同様の措置をするという形になります。

以上です。

○加藤委員長 吉田委員。

○吉田委員 では、別の件でよろしいですか。

○加藤委員長 はい、どうぞ。

○吉田委員 今回、本市の条例で行くと第2条の部分が追加されて規定されるということですが、この条文の表現については、何か国とか、準則というか、こういうような規定でやったほうがいいですよというような、そういう指導というのがあったわけでしょうか。その点について、お尋ねいたします。

○加藤委員長 総務課長。

○長田総務課長 委員がおっしゃられるとおり、国から準則という形で、課長についても、制限する場合の条例の基本が来ておりますので、それに準じて制定したものでございます。

以上です。

○加藤委員長 吉田委員。

○吉田委員 準則に基づいてということで理解いたしました。

準則を基準として、今回、条例を制定する。そのとおりにやってですけれども、途中で何らかの見落としというか、そういうことで、ここのところは少し間違っていたというようなことのないように、今回、十分チェックをされて、ここのところの文言とか、そういうのは確認されたかどうか、その点について確認させてください。

○加藤委員長 総務課長。

○長田総務課長 総務課で準則をもとに条例案を作成しまして、例規審査委員会にもかけまして、内容を精査した上で上程したものでございます。

以上です。

○加藤委員長 吉田委員。

○吉田委員 了解いたしました。

○加藤委員長 よろしいですか。福永委員。

○福永委員 質問したいことも先輩委員の質問でよくわかったのですが、一つだけ、この準則に基づいてつくられているものなので、他の市町村も同じようにつくってられるのですかね。前は、この湖西市だけでこれによって優遇されているとか、または、その逆もあるのでしょうか、そういうバランスというのは。

○加藤委員長 総務課長。

○長田総務課長 県からも指導というか、通知がまいりまして、部制をしいている市につきましては、同じように課長も制限がかかるような条例を制定すべきということで通知が来ておりますので、他市同様に、そういう部制をしいているところは、同じような条例を作成するという形になっております。

以上です。

○加藤委員長 馬場副委員長。

○馬場副委員長 条例改正ということで、既に退職された方が対象にもなると思うのですが、この方たちの周知について、お尋ねいたします。

○加藤委員長 総務課長。

○長田総務課長 実際に今回の条例の施行について、退職される方、2年間、2年前に退職された方にもなりますので、平成26年度の退職者にも関係します。

その関係者につきましては、既に、こちらの総務課から、こういう規制になりますから御注意くださいということで通知を差し上げたところでございます。

以上です。

○馬場副委員長 通知だけで終わっている。何か内容的なものについては、具体的に説明会を開いたとか、そういったところについては、いかがですか。

○加藤委員長 総務課長。

○長田総務課長 今回は制度の説明ということで、通知に加えまして、こういう形になりますという説明を加えまして御依頼したという形でございます。

以上です。

○馬場副委員長 はい、わかりました。

○加藤委員長 ほかに。二橋委員。

○二橋委員 第2条の議案の3行目なのですが、ここに、部長または課長の職に相当する職というような表現になっているのですが、湖西市の場合には、この長以外に、何かこういう相当する職というのがありますか。

○加藤委員長 総務課長。

○長田総務課長 今回の条例に付随しまして、退職管理に関する規則というのものも、今現在つくる予定でありますが、そちらのほうには、湖西市の7級の課長に類する職員がいますが、7級の職員は全てとなりますということで、館長とか所長とか、7級に属する職員も対象になりますということで、部課長に相当する職として指定する予定でございます。

以上です。

○加藤委員長 二橋委員。

○二橋委員 そうしますと、今、7級というのは課長職だね。

○加藤委員長 総務課長。

○長田総務課長 7級は課長相当職になります。

○二橋委員 いいですか。

○加藤委員長 はい、どうぞ。

○二橋委員 そうしますと、基本的には2年前までさかのぼって、その職にあるかどうかということも仕分けたと思うのですが、これは退職したときのあれなのか、過去に、7級だと、やはり退職するときも7級以上になっているというのが普通なのだけれども、逆に降格とか、細かいことを聞くようだけれども、あり得る話なのかね。どうなのかね。

○加藤委員長 総務課長。

○長田総務課長 当然、例えば分限処分とか懲戒処分で降格もあり得るのですけれども、実際には湖西市では、今回該当する2年前の退職については、そういうものはございません。

○二橋委員 対象者はない。

○長田総務課長 はい。以上です。

○二橋委員 わかりました。

○加藤委員長 よろしいですか。

○二橋委員 はい。

○加藤委員長 ほかに。吉田委員。

○吉田委員 今回の条例の制定には出てこないですけれども、万一、この条例に違反するようなことがあった場合の罰則規定とか、そういうものは何か引用される場所がありますか。その点について、確認させてください。

○加藤委員長 総務課長。

○長田総務課長 実際の運用についてであります。こちら公平委員会の規則を制定する予定でございまして、実際には、そういう口ききをされた職員が通報する制度として運用することになります。

今回、退職管理の条例は、該当するのは課長ということで指定されていますが、実際には地方公務員法で罰則規定がございまして、そちらは同様に10万円以下の過料ということで罰則規定が公務員法のほうに定められております。

以上です。

○加藤委員長 吉田委員。

○吉田委員 地方公務員法の罰則規定が、このところで準用されると、こういう理解でよろしいでしょうか。

○加藤委員長 総務課長。

○長田総務課長 はい、そのとおりです。

○加藤委員長 よろしいですか。

○吉田委員 了解いたしました。

○加藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤委員長 ないようですので、質疑を終結し、これより討論に入ります。

討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤委員長 わかりました。これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第2号湖西市職員の退職管理に関する条例制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成する諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○加藤委員長 ありがとうございます。

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決するべきものと決しました。

それでは、続きまして、議案第4号湖西市行政不服審査法施行条例制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。馬場副委員長。

○馬場副委員長 第8条で、審査会は委員3人をもって組織するとなっておりますが、委員の構成、具体的な人たちがわかりましたら、お願いします。

○加藤委員長 総務課長。

○長田総務課長 現在、委員の構成を進めているところでありますが、実際につきましては、弁護士1名、また公共に届出など、行為について周知されています行政書士を1名、また一般の女性の委員を1名、合計3名を予定するつ

もりで今現在進めているところでございます。

以上です。

○加藤委員長 馬場副委員長。

○馬場副委員長 弁護士、行政書士、女性の方ということで、一応、市内在住者が対象。その辺について、いかがですか。

○加藤委員長 総務課長。

○長田総務課長 実際には市内在住の方に限定されるものではございませんが、現在は、市内に在住される方をお願いしようということで進めているところです。

以上です。

○馬場副委員長 市内におられたほうが状況がわかりやすいという部分で、できれば、そのほうがいいかなと。

はい、わかりました。ありがとうございました。

○加藤委員長 よろしいですか。

福永委員。

○福永委員 第4条に、同等以上の専門的知識及び技術を有すると市長が認めるとあるのですけれども、これは消費生活相談員。

〔「いま4号をやってる。それは第3号」と呼ぶ者あり〕

○福永委員 ごめんなさい、第4号。

○加藤委員長 ごめんね。一つ飛ばしましたので。今の取り消しね。

ほかに。吉田委員。

○吉田委員 これも前号と同じようなことをお尋ねするわけですけれども、準則とか、そういうものは、これも示されていますか。それとも、どこか先進的な団体等も参考にして、湖西市独自で立ち上げられたのか、その辺について、お尋ねいたします。

○加藤委員長 総務課長。

○長田総務課長 こちらは、特に準則は示されておりません。県、国で行政不服審査法の説明会等がありましたので、そちらの資料を参考にし、また、こちらで条例の例規の更新等をお願いしている委託業者に、全国の状況を聞きながら、湖西市に合わせて、手数料とかの内容も含めて精査して決めさせてもらった内容でございます。

以上です。

○加藤委員長 吉田委員。

○吉田委員 一旦条例を決めてしまいますと、なかなか改正したり修正するのが大変だということですが、そういう点で、これについても、相当、担当部局としてはチェックをしたり、いろいろなところを確認されたと思うのですが、特にチェックをされたというか、心がけたというような、その辺についての確認をお願いしたいと思うのですが、一生懸命やられたと思うのですが、その点は大丈夫でしょうね。確認させてください。

○加藤委員長 総務課長。

○長田総務課長 先ほど委託業者にもお願いしたということなのですが、県内でも各市の状況を県を通じて確認しまして、実際に手数料の額を決めるものとか、その辺も西部の各市町村にお伺いしながら、あわせて運用したいと思って確認したところでございます。

以上です。

○加藤委員長 吉田委員。

○吉田委員 了解いたしました。

○加藤委員長 ほかに質疑、どうですか。馬場副委員長。

○馬場副委員長 先ほどの関連で、私ども委員会の。湖西市行政不服審査会、参考までですけれども、3年の任期の中で、過去の事例で、開催というのは、どのくらいあったのか教えていただけますか。

○加藤委員長 総務課長。

○長田総務課長 今回、行政不服審査法の全部改正ということで、第三者機関を設けなさいということになりますので、委員会は今度の4月から正式に運用して、裁定するときに意見を諮問して何うという形の運用になります。

以上です。

○馬場副委員長 失礼しました。はい、わかりました。新しく、全部変わって審査会ができるということで、私、以前にもあったのかなど勘違いしておりました。はい、わかりました。

○加藤委員長 二橋委員。

○二橋委員 大きく言うと、あれですよ。行政機関自身にあったものが第三者機関に移ったというのが、この前段だと思えるのですけれども、そうしたときに、基本的に過去には行政法に基づいて行っているわけですけれども、それとこれとの違いとか、あるいは、それに準じているのか、その辺の違いは、どうですか。

○加藤委員長 総務課長。

○長田総務課長 行政不服審査法自体は以前からございまして、異議申し立てとか、そういうのがあれば、処分庁です。処分したところが受けて、審査、裁定をしていたという状況でしたが、今度、全部改正になったのは、それでは、やはり処分をしたところが判断するのはまずいだろうということで、審査をする部門の受付として、例えば総務課がやるのですが、処分をしたところ以外の部門で審査をして裁定を下すという形で、実際に処分をしたところが審査をするということを改善しようという措置です。

なおかつ、先ほど言いましたように審査会という第三者機関を設けまして、その裁定が正しかったかどうかという意見を諮問した上で裁定を下すという仕組みになりました。

以上です。

○加藤委員長 二橋委員。

○二橋委員 私も少し認識不足なところがあるのですけれども、もともと行政法で定めている行政機関の組織というのは、基本的にどういう組織なのか、お尋ねしたいと思います。

○加藤委員長 総務課長。

○長田総務課長 行政不服審査法で決められている処分機関というのは、国の省庁であるとか、公共団体で言えば、地方公共団体ということで市、また当然その機関の中に、例えば選挙管理委員会であるとか監査委員会であるとか、そういうものがありまして、そちらの部門が処分をして裁定を下すということが今まで行われておりました。

今回につきましては、その部分を同じ処分庁、大きく言えば処分庁ではありますが、実際に処分をしたところ以外の部門でやるということで、そちらを改善したという形になります。

以上です。

○加藤委員長 二橋委員。

○二橋委員 そうすると、具体的にどのような組織なのかということをお尋ねさせていただきます。

○加藤委員長 総務課長。

○長田総務課長 事例でございますが、以前、保育園の就園助成金の形で不服申し立てがあったのですけれども、それは、実際には福祉部で受け付けて、審査をして裁定しました。

これからの運用につきましては、福祉部が審査することなく、第三者機関として、総務課が審査庁として受けまして、福祉部以外の審査員を設けまして、そちらで審理、裁定をするという形になります。

以上でございます。

○加藤委員長 二橋委員。

○二橋委員 そうしますと、順番では、ここの行政機関での前段があって、それで今回、行政不服審査法に基づいて第三者に審査していただくという形になるのですかね。

○加藤委員長 総務課長。

○長田総務課長 実際の審査は、大きく言うと行政庁になりますが、例えば先ほど言いました福祉部門で今まで行政処分も、審査もしていたところを、福祉部門を排除して、例えば総務部門が審査するという形で、審査するのは同じ行政庁内なのですけれども、部門が変わると。その裁決しました審査につきまして、第三者機関の審議会の委員に意見を伺いまして、適正かどうかという判断をしていただくという形の運用になります。

以上です。

○加藤委員長 二橋委員。

○二橋委員 そうしますと、そこを云々という話ではないものですから、第三者機関の判断がどう反映されるのかね。例えば行政側では、異議申し立て、いろいろ問題があったけれども、うちとしては、それは不適合だよということろは、それで終わるのだけれども、それでも第三者の審査は必要なのかね。どうなの。

○加藤委員長 総務課長。

○長田総務課長 審査であって的確な処理であった場合につきましても、不的確な処理であったという、必ず裁定をそれぞれ下しますので、その全てにつきまして、第三者機関の審理、意見を受けるという形になります。

以上です。

○加藤委員長 二橋委員。

○二橋委員 そうしますと、最終的にここで行った不適合が、この審査会では適法だという判断をして食い違った場合は、どうなりますか。

○加藤委員長 総務課長。

○長田総務課長 審査機関の意見を受けまして、再度、審理をするという形になりまして、その上で、審査機関と一致するまで、裁決を確定するまで審議を行うという形になっています。

以上です。

○加藤委員長 二橋委員。

○二橋委員 細かく聞いてごめんね。そうすると、例えば、この事例が最終的には不服として訴訟などを起こした場合には、やはり従来どおり、ここの機関がそれと対峙して、簡単に言うのであれば、行政訴訟のようなものは、どうなるのか。

○加藤委員長 総務課長。

○長田総務課長 あくまでも行政不服審査法に基づいた裁定ということで審査庁が判断するということになっていきますので、その上に不服であれば、委員が言われるように裁判とか訴訟になりますが、それは完全に、今度は審査庁を離れまして司法の判断に委ねるといった形の措置になります。

以上です。

○加藤委員長 二橋委員。

○二橋委員 従来と変わったのは、要するに第三者機関が自身でやるのではなくて、第三者機関がワンクッション置くというところが変わったただけだね。

○加藤委員長 総務課長。

○長田総務課長 現実には、委員がおっしゃられるように、処分庁がそのまま裁決するという瑕疵が出ないように、第三者機関を置くという形の手続になるということです。

以上です。

○二橋委員 わかりました。

○加藤委員長 よろしいですか。馬場副委員長。

○馬場副委員長 今の関連で行くと、この条例制定によって市民が受けるメリットというか、そういうところへつながってくるというように思うのですが、その辺については、いかがですか。

○加藤委員長 総務課長。

○長田総務課長 メリットになりますが、従来は、やはり先ほど言ったように、処分をしたところが裁決することなので、客観的に見て公正に欠けているという部分がありました。今回の法の改正と条例により、先ほど言いましたように、処分に関与しない審理員が審査しますので、より公正に近づくということでメリットがあると思います。

また、第三者機関に意見を伺うということで、従来の審理体制に比べ、一層に公正な審査が行われるというのが、組織的にも、そういう措置が行われるということになります。

また、条例ではないのですが、行政不服審査法自体が改正されておりますので、審理の審査期間が今まで60日だったのが、3か月、90日に延長されたということで、市民にとって利便性が増しております。

また、審理の過程が内々に行われたということがないように、証拠書類の写しの交付を求めるということで、こちらは手数料の規定も設けられていますが、そちらが可能になりましたので、そこで市民の利便性も増しているということがメリットにつながっていると思います。

以上です。

○加藤委員長 馬場副委員長。

○馬場副委員長 よくわかりました。

○加藤委員長 吉田委員。

○吉田委員 今回、この条例が施行されるとなると、この条例を運用し、より適正に、的確な運用をしていくために、細部のことをある程度決めていかなければならないのではないかとこのように思うわけですが、そうした場合に、運営のための規則だとか、あるいは情報の安全管理のための規則だとか要綱だとか、そういう関連したような、何か決めていくというようなことは予定されていますか。それはなくて、何かを準用してくるとか、その辺について、いかがでしょうか、お尋ねいたします。

○加藤委員長 総務課長。

○長田総務課長 実際の運営は行政不服審査法に基づいて行われますが、やはり市民に関係する各規則、要綱がありますし、それに応じていろいろな申請書類の様式などもございますので、そちらで、こういう周知をしなければいけませんので、先ほど言った審理期間をしっかり90日やりますとか、これに付随して、こういう手続が必要になりますという、各規則、要綱の改正をいたしまして、市民の皆さんにも窓口でしっかり説明ができるような措置をしていくということを、今、進めております。

以上です。

○加藤委員長 吉田委員。

○吉田委員 細部については、要綱等を定めていただけるということを確認し、了解いたしました。

○加藤委員長 それでは、福永委員。

○福永委員 少し確認になるかもしれないのですが、この第三者機関というところが最終的に審議するわけですが、これは、やはり行政が処分したところ以外の課で集まる組織と、はっきりと独立して働きを行わなければならないと思うのですね。なあなあ関係になっていたり、その辺は注意してもらわなければならないのですが、その確認なのですが、どうですか。

○加藤委員長 総務課長。

○長田総務課長 実際の審理機関としては総務部が窓口になりますが、第三者機関につきましては、もちろん市内の

民間の、先ほど言った弁護士、行政書士、女性の委員に伺いますので、そちらは独立した権限を持って審議ができるような形で運用していきたいと思っております。

以上です。

○加藤委員長 福永委員。

○福永委員 その委員の構成を決めたり、それから募集されるのですか。どのような形。

○加藤委員長 総務課長。

○長田総務課長 特に今回は募集まではしませんで、やはり公正に伺えて、ある程度、行政の手続を御存じの方ということで、弁護士、行政書士を任命して、公正な判断をいただくという形で予定しております。

以上です。

○加藤委員長 福永委員。

○福永委員 任命ということなのですね。

○長田総務課長 委員は委嘱という形をお願いする予定でおります。

以上です。

○加藤委員長 よろしいですか。

○福永委員 もう一つなのですが、例えば総務課に対して不服が来たとしますと、そこが一番よく現在の状況をわかっていると思うのですね。ということは、処分をしたところ以外の職員の中に、総務課に来たとして、その総務課の誰かが1人入って、やはり連携をとったりしながら、話をしながら審議していくということは、どうですか。

○加藤委員長 総務課長。

○長田総務課長 手続的に総務課が審理部門にはなりますが、先ほど言いましたように、総務課が行政処分をしたと、それに不服申し立てがあるというときには、他部門の部長等を審理員に任命しまして、審理の中は総務課が関与しない形で裁定していただくという形で運用することになっております。

以上です。

○加藤委員長 福永委員。

○福永委員 ということは、話し合いとか聞き取りとか、そのようなことは、きちんとやられるということですね。

○加藤委員長 総務課長。

○長田総務課長 もちろん、その審理員が総務課に正しい書類を出したとか、処分に関連する書類を出さないとか、そういう部門で、正しくこちらが行政処分に対する手続をどうしたかという説明をしっかりと審理をしていただくということになります。

以上です。

○福永委員 わかりました。

○加藤委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤委員長 それでは、ないようですので質疑を終結し、これより討論に入ります。

討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤委員長 それでは、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第4号湖西市行政不服審査法施行条例制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成する諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○加藤委員長 ありがとうございます。

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決するべきものと決しました。

ここで職員の席の入れかえを行いますので、暫時休憩いたします。

午前10時38分 休憩

午前10時42分 再開

○加藤委員長 それでは、休憩を解いて会議を再開いたします。

議案第3号湖西市消費生活センターの組織及び運営事項等に関する条例制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。吉田委員。

○吉田委員 これも先ほどの議案と同じようなあれですけども、準則とか、そういう基本になるようなものがあったのか、ないのか、その辺について、まずお尋ねしたいと思います。

○加藤委員長 商工観光課長。

○守田商工観光課長 商工観光課長がお答えいたします。

これは全国的に実施するというもので、静岡県の場合は静岡県が条例を制定しますので、それを準用しております。以上でございます。

○加藤委員長 吉田委員。

○吉田委員 了解いたしました。

○加藤委員長 福永委員。

○福永委員 何点か確認なのですが、第2条の2にある、日及び時間なのですが、これは市町村が独自に、時間とか曜日というのは決めることができるわけですか。

○加藤委員長 商工観光課長。

○守田商工観光課長 商工観光課長がお答えします。

この時間は任意で市町村が決定することになっておりまして、湖西市の場合は、今、9時から15時で6時間やっております、今回の条例改正においても変更はありません。

○福永委員 そうしますと、この時間というのは、相談が多くなれば、また延ばしていけるというようなことなのですかね。そういうことも考えて。

○加藤委員長 商工観光課長。

○守田商工観光課長 商工観光課長がお答えします。

今の時間で何とかやっておりますけれども、当然将来的に、いろいろな問題が起こってきた場合には、時間をふやすとか体制をふやすということを考えることは予定しております。

○福永委員 わかりました。

そもそもの質問になると思うのですが、この消費生活センターと、今、湖西市が名乗っています消費生活相談室というのは、同じものなのですか。

○加藤委員長 商工観光課長。

○守田商工観光課長 商工観光課長がお答えします。

これは全く同じものでして、今回の条例というのは、法律で今度、消費生活センターを条例制定するという国からの方針がありまして、実際の運用としては、うちとしては、消費生活相談室のままで相談業務は行っています。総称が変わっただけで、内容的には全く変わらない状況でございます。

○加藤委員長 福永委員。

○福永委員 第4条の中に、専門的な知識及び技術を有するとあるのですが、この中に弁護士を置くとか、そういう行政書士を消費生活センターに置くとか、そのようなことも入っているのですか。

○加藤委員長 商工観光課長。

○守田商工観光課長 商工観光課長がお答えします。

職員は普通の資格を取った職員でありまして、当然大きな問題になりますと、司法書士とか弁護士に紹介して、そちらで対応していただくようなことになりますので、この組織の中には存在していませんけれども、紹介はいたします。あと、警察に絡んでくることもあります。

○加藤委員長 福永委員、よろしいですか。

○福永委員 外の機関に相談を持ち込むという、そういう理解でいいですね。

○加藤委員長 商工観光課長。

○守田商工観光課長 商工観光課長がお答えします。

そのとおりでございます。

○加藤委員長 福永委員。

○福永委員 これも第4条になると思うのですがけれども、持ち込まれる相談に対して適切な相談を行っているかなどを審査する場合に、どのようにされるのかということと、そして普通ならば、そういう相談員というのは、免許証を持っていようが、専門的であろうが、必ず上級相談員というのがいらっしゃって、その方によって、本当に適切な相談を行っているのかという審査が行われるはずなのでありますが、そのあたりは、どうされるのでしょうか。

○加藤委員長 商工観光課長。

○守田商工観光課長 商工観光課長がお答えします。

審査の内容につきましては、当然、常に相談した内容については記録しております。P I O-N E Tというインターネットの専用回線で、みんなで情報共有ということになっておりまして、内部的にも、その対応の仕方を一字一句書いていただいて、うちの課の職員がきちんと確認しております。

○加藤委員長 福永議員。

○福永委員 そうすると、専門的な知識のない職員によって、相談員がされたことを審査されているということですか。

○加藤委員長 商工観光課長。

○守田商工観光課長 商工観光課長がお答えします。

職員も県の研修を受けているものですから、全くの素人ということではありませんけれども、当然、専門の職員よりは少しレベルが低いことはありますけれども、内容によっては他の職員とのつながりがあるものですから、いろいろ情報を共有しておりまして、問題点の解決に努めております。

あと、先ほどの上級職員ということの関係なのですが、うちの場合は上級職員という組織はありませんで、それは中の同じような回覧とか供覧で情報共有をしております、難しい問題では、また別の機関と相談しております。

○加藤委員長 福永委員。

○福永委員 上級職員と言った覚えはないのですがけれども、上級の相談員ということなのですね。相談員が相談員を審査するというシステムがあるのですがけれども、相談員に関しては、大体、委託とか、頼むときは、そのようなことも含めて頼まれたりもするわけですがけれども。

○加藤委員長 商業観光係長。

○馬淵商業観光係長 商業観光係長がお答えさせていただきます。

今、委員の質疑にあった上級相談員といわれる監視機関のようなものは、消費者相談においてはありません。ただ、県の相談員の方が来て、今の相談状況ですとか相談内容について、どのようにしていらっしゃるのかというような、相互理解を深めるような意見交換会という日が定期的に行われておりまして、その場でお互いに相談員の相談内容に

ついて、指導させていただいております。

また、内容によっては、先ほども申し上げましたように、弁護士ですとか司法書士の先生に常に相談できるような態勢は整っておりますので、国家資格であります相談員の資格者は、その事案に応じて対応させていただいているというように御理解いただければと思います。

以上です。

○加藤委員長 福永委員。

○福永委員 それについては、わかりました。

もう一つだけなのですが。

〔「少し休憩して」と呼ぶ者あり〕

○加藤委員長 少し休憩をとります。暫時休憩します。

午前10時52分 休憩

午前10時52分 再開

○加藤委員長 休憩を解いて再開いたします。

それでは、質問。二橋委員。

○二橋委員 第4条の下段になるのですが、消費生活相談員の試験に合格した方は、それなりのあれなのですが、これと同等以上の専門知識を有する技術を持った者というような規定がここにあるのですが、これは、どういうものを指すのか。

○加藤委員長 商工観光課長。

○守田商工観光課長 商工観光課長がお答えします。

現在は、うちの場合は2人も資格があります。例えば今後、体調を崩して欠員になった場合は、当然人を探さないとはいけません。その場合には、消費生活相談員の資格を取得するという意思があるような方を探しまして、知識とか技術を習得している人と面談しまして、その人の人柄とか話し方とか、そういうことを面接によって、より深く市の職員が面談しまして、これなら間違いはないということを面接した結果によって決定したいと考えております。

以上でございます。

○加藤委員長 二橋委員。

○二橋委員 そうしますと、過去に相談室があったものですから、その資格のある方は相応にいると思うのですが、今、湖西市で、この相談員の資格を持っている方というのは相当いるのですか、どうですか。

○加藤委員長 商業観光係長。

○馬淵商業観光係長 商業観光係長がお答えさせていただきます。

湖西市で今、資格がある方は、市で把握しているのは4名いらっしゃるそうです。うち2名が市の非常勤として採用させていただいております。1名の方は、浜松市で勤務されており、1名の方は、資格だけを取って特に活動されていないという方がいるというのは把握させていただいております。

以上です。

○加藤委員長 二橋委員。

○二橋委員 そうしますと、やはりこれから、多分こういう相談が多くなる可能性が高いところを見計らって、相談員を育成することも大事だと思うのですが、その辺のことまで勘案しているのかどうか、お願いします。

○加藤委員長 商業観光係長。

○馬淵商業観光係長 商業観光係長がお答えさせていただきます。

この人材育成については、非常に大きな課題だという認識があります。非常に国家資格も厳しいようで、今年度の

合格率は23%だったというようにお聞きしております。ただ、静岡県よりも愛知県が239名いらっしゃって、愛知県側には、かなり人材がいるという情報を得ておりますので、相互の市町においては、有資格者が、どこに誰がいるというのは、P I O - N E Tで、先ほど課長から説明がありましたような情報共有システムの中で管理できておりますので、その中で人材の確保をしていきたいというように思っておりますが、その人材を育成するというのは非常に大きな課題ですので、何らかの手段を考えていかなければいけないというように思っております。

以上です。

○加藤委員長 二橋委員、よろしいですか。

ほかに。馬場副委員長。

○馬場副委員長 第5条の処遇のところ、本会議の質疑でも、一般的非常勤職員より優遇するという答弁があったと思うのですが、具体的な優遇策について、お尋ねいたします。

○加藤委員長 商工観光課長。

○守田商工観光課長 商工観光課長がお答えします。

現在、6時間勤務で時給1,200円、1日7,200円になっております。今回、4月1日から改正を予定しておりまして、時給1,250円、6時間で7,500円ということで予定しております。近隣市町村の時給を見ますと大体1,242円ということで、今回、近隣市町村並みの単価に上げさせていただく予定でございます。

○加藤委員長 馬場副委員長。

○馬場副委員長 専門性ということと、これから、こういった組織がきちんとできれば相談もふえてくるのではないかという思いからですけれども、妥当かなと感じました。はい、了解です。

○加藤委員長 吉田委員。

○吉田委員 これについても、先ほどのほかの新設条例についてお尋ねしましたけれども、細部を決めていくような規則だとか要綱だとか、そういうようなものを予定されているのかどうか。予定されているとしたら、その内容は、こういうことについて決めていきたいというようなことを説明というか、答弁をお願いしたいと思います。

○加藤委員長 商工観光課長。

○守田商工観光課長 商工観光課長がお答えします。

現在、うちには実施要綱と設置規則というのがあります。今回、新しく条例を制定しますけれども、設置規則と実施要綱についても若干内容が変わるものですから、消費生活センターということを変えるものですから、若干修正を今後予定しております。

以上です。

○加藤委員長 吉田委員。

○吉田委員 今ある設置要綱と実施要綱の一部改正で対応していきたいということでございましょうか。その点、確認させてください。

○加藤委員長 商工観光課長。

○守田商工観光課長 商工観光課長がお答えします。

そのとおりです。改正を予定しています。

以上でございます。

○加藤委員長 吉田委員。

○吉田委員 了解いたしました。

○加藤委員長 よろしいですか。

ほかの質疑。島田委員。

○島田委員 今度、名前が変わると思いますけれども、消費者生活相談室って難しいことがあったですかね。今まで

の例で、どのぐらい、そういう専門家に頼んだのか。そういう事例があったのか。

○加藤委員長 商業観光係長。

○馬淵商業観光係長 商業観光係長がお答えさせていただきます。

これまでの相談内容で主なものとしては、インターネットによるオークションによって、お金を払ったけれども物がもらえないとか、あと、やはり古物商と呼ばれるようなものが対価に応じないということで、いわゆるクーリングオフといわれる、お金を返してもらおうようなものが主でございます。

比較的多いのは、やはりインターネット、ウェブサイトを利用した相談が非常に多くなって、かなり複雑になっております。また、時には多重債務というような非常に複雑な相談もありまして、非常に幅広い難しい案件もございますので、そういったものには対応させていただいております。

以上です。

○島田委員 ありがとうございます。

○加藤委員長 よろしいですか。

○島田委員 もう一つよろしいですか、委員長。

ここへ来ないで、直接弁護士のところへ行ってしまいう人が多いですね。どうですか。

○加藤委員長 商業観光係長。

○馬淵商業観光係長 商業観光係長がお答えさせていただきます。

直接弁護士に行っても、消費者相談については、市のほうに行ってくださいというような形で戻されてしまうものですから、たらい回しになってしまう方もいらっしゃると思いますけれども、いろいろなケースで、そういったことはあるかと思えます。

以上です。

○加藤委員長 島田委員。

○島田委員 それはわかっていますけれども、結局皆さん、わざわざここへ来るのを知らないと思いますよ。それで、当てにしていないという人も多いですよ。やはり、どうしても専門家のところへ行ってしまっ、戻ってくるというのが多いと思うので、もう少ししっかり対応してやってください。

以上です。

○加藤委員長 商工観光課長、何かありますか。

○守田商工観光課長 商工観光課長がお答えします。

そのとおりです。やはり消費生活相談室というのは、なかなか皆さんに知識がないようなことがありますので、今後も広報とかウェブとか、いろいろな方法で、こういう相談があるということで、気軽に来てほしいということをPRしていきたいと思えます。よろしくをお願いします。

以上です。

○加藤委員長 ほかにありませんか。福永委員。

○福永委員 メールのやりとりの相談というのは、されているのでしょうか。メールによる相談です。

○加藤委員長 商業観光係長。

○馬淵商業観光係長 商業観光係長がお答えさせていただきます。

メールでの相談というのは余りなくて、主に電話、それから直接来るといふ相談が多くて、メールでの問い合わせというのは余りないと思えます。

以上です。

○加藤委員長 福永委員。

○福永委員 私の質疑は、メールのやりとりがあるかどうかではなくて、できるのかどうかということです。

○加藤委員長 商業観光係長。

○馬淵商業観光係長 メールでのやりとりはできないことはないと思いますが、相談室としてメールアドレスを設置しているということをございませんで、今の商工観光課の代表メールに入るような流れになるかと思ひます。

以上です。

○福永委員 第7条の。

○加藤委員長 福永委員、指名してからね。

○福永委員 はい。第7条の漏えいとか、そういうことなどにもかかわるのかもしれないのですけれども、他の消費生活センターなどでは、メールのやりとりで、そのメール自体を見られるように公開しているところもあるのですね。そうすると、それは静岡市だったかな、どこか出ていました。そのようなことというのは、もしできれば、消費者の方などが見て、こういうとき、ああいうときとか、いろいろ情報を得ることができるのですけれども、その点は、どうなのでしょう。

○加藤委員長 商業観光係長。

○馬淵商業観光係長 商業観光係長がお答えいたします。

今、静岡市がそういったものを紹介しているというのは初めて聞いたものですから、また確認させていただきたいとは思ひのですけれども。

○福永委員 済みませんで。静岡市かどうかは、私もはつきりしていません。

○馬淵商業観光係長 はい。通常は相談内容につきましては、原則、守秘義務がございまして、公開しないという前提で我々も業務をさせていただひているので、ただ事例として、こういう相談があったときには、消費生活相談室、もしくは消費生活センターに相談してくださいという啓発のようなものはあるかと思ひのですが、具体的にこういう事例があつてということについては、その本人に対する守秘義務もございまして、ないのではなからうかというよな認識でおりましたけれども、事例を見たというのであれば確認させていただきたいと思ひます。

以上です。

○福永委員 インターネットで、クエスチョン、アンサーという形で出ていたものなので、もしこれができるなら、今おっしゃつたよなことだと思ひのですけれども、私はいいなと思つたものですから。そのような情報の収集を市役所でもされていると思ひのですけれども、それは、言われていたよに全部県とかに送られて、県からフィードバックしてくるといふことですか。

○加藤委員長 商業観光係長。

○馬淵商業観光係長 商業観光係長がお答えします。

基本的には、国のPIONEERという消費者相談室が全てオンラインで結ばれたシステムがございまして、それは国も県も、それから市も町も、全て閲覧できるよな状況には。それは、あくまでも相談員と職員だけが閲覧できるよな内容になっておりますので、そこでの情報共有という形になっていますので、例えば湖西市であつた相談が、他市でも同じよな相談があるのかどうかということになっております。それに関しては、警察に対しても情報は提供しておりませんで。警察から、そういった情報提供があるときは、捜査依頼書という形で市に個別に紹介があつてから初めて公開できるものなので、非常にそういった情報に関しては厳しく管理させていただひているという理解をしていただければと思ひます。

以上です。

○加藤委員長 福永委員、よろしいですか。

○福永委員 はい、わかりました。

○加藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤委員長 ないようですので、質疑を終結し、これより討論に入ります。

討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤委員長 それでは、これをもって討論を終結します。

これより、議案第3号湖西市消費者生活センターの組織及び運営事項等に関する条例制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成する諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○加藤委員長 ありがとうございます。

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

20分まで休憩します。

午前11時06分 休憩

午前11時20分 再開

○加藤委員長 それでは、休憩を解いて会議を再開します。

続きまして、議案第29号平成28年度湖西市国民健康保険事業特別会計予算を議題といたします。

平成28年度各会計予算に関する説明書の中の国民健康保険事業特別会計予算及び予算概要説明書、78から89ページをごらんください。よろしいですか、78から89ページ。

それでは、これより質疑を行います。質疑は、歳入全般と歳出全般にそれぞれ分けて行います。

初めに、歳入について質疑を行います。質疑のある方はございませんか。馬場副委員長。

○馬場副委員長 歳入に関係するということで、国民健康保険事業自体が大変厳しいというような状況の中で、今回、保険税率を上げなかったという理由、財政運営的には、どうなのかということになるのですが、あわせて、近年、低所得者がかかりふえてきているのですよね。そういった人たちの滞納的なほうへつながっているというのもあるのだけれども、全体的な中では、国民健康保険の財政運営、税率を上げなかったということで、その辺について、まずお伺いをいたしたいと思います。よろしく願いいたします。

○加藤委員長 保険年金課長。

○森保険年金課長 保険年金課長がお答えいたします。

湖西市の保険税率の改定につきましては、平成24年度の改定、これ以降、行ってはおりません。この間につきましては、国民健康保険の財政状況、非常に厳しく、当然医療費の上昇や景気の動向、こういったことの影響を受けまして大変厳しい状況が続いておりますが、国民健康保険給付等支払準備基金、この基金を活用することで、何とか税率等の引き上げを据え置いてきたところでございます。

平成28年度におきましても、財政状況が厳しいことには変わりありませんけれども、最大限、基金を活用したり、歳入歳出を精査することで、税率改正を行わずに予算編成を行ったところでございます。

なお、この税率改正を行わなかったという理由の一つに、実は平成30年度からスタートいたします国民健康保険の広域化の関係がございます。これは、都道府県が市町村国民健康保険の財政運営の責任主体となるという、国民健康保険制度始まって以来の大改革といわれておりますけれども、こういう制度改革がありまして、平成28年10月以降に静岡県が各市町の国民健康保険の標準保険税率というのを示すということになっております。そうしたことから、平成28年度の県の示す税率等も注視する中で、その後、平成29年度の対応、それから平成30年度の対応ということをまず考えていきたいということから、まずは平成28年度については税率改正を行わなかったということでございます。

以上でございます。

○加藤委員長 馬場副委員長。

○馬場副委員長 わかりました。平成30年に広域化という目標があるということと、県の示す部分の税率を見てというようなことで据え置くと。どちらにしろ、財政的には確かに厳しいことは間違いないと思いますので、なかなか運用は努力されないと大変だと思いますが、しっかり確認させていただきたいと思います。ありがとうございました。

○加藤委員長 よろしいですか。

○馬場副委員長 いいです。

○加藤委員長 ほかに。島田委員。

○島田委員 前期高齢者交付金が前年度に比べて大きく増額になっている理由は。概要説明書81ページ、予算説明書8-9でお願いします。

○加藤委員長 保険年金課長。

○森保険年金課長 保険年金課長がお答えいたします。

前期高齢者といいますと、65歳から74歳、いわゆる後期高齢までの年齢層の方たちでございますけれども、この医療費の高い前期高齢者の偏在、偏りに伴います保険者間の調整を図るものとして、この交付金というのがございます。当然若いうちは社会保険等に加入していて、退職されてから国民健康保険に加入されるということで、国民健康保険の高齢化が極めて著しいということから、こういった調整を図るという制度がございます。

この交付金につきましては、その年の概算分と、それから前々年度の精算分、2年前の精算分の合算が交付されてくるということになります。

平成28年度につきましては、医療費の増加と後期高齢者の加入率の上昇ということから、前年度に比べまして概算分が約5,800万円ふえております。それから、前々年度の精算分が約4,000万円の増加となるという見込みがございます。これらを合算した合計が交付金全体で約9,800万円増額するということになっております。

以上でございます。

○加藤委員長 島田委員。

○島田委員 ありがとうございます。すごく高くて、これでは生活できないよね。大変ですよ。何歳からって、70幾つまで。

○森保険年金課長 65歳から74歳までの方です。

○島田委員 ありがとうございます。

○加藤委員長 いいですか。

○島田委員 はい。

○加藤委員長 ほかに、歳入で質疑。二橋委員。

○二橋委員 同じく概要説明書の81ページの共同事業交付金の中の保険財政共同安定化事業交付金なのですが、これは一応、1件当たりの説明はいろいろあったのですが、いずれにせよ、予算では6,800万円弱増加しているのですが、これは件数とか、あるいは内容が変わったとか、そういう理由で上がっているのか、その辺をお聞きします。

○加藤委員長 保険年金課長。

○森保険年金課長 保険年金課長がお答えいたします。

保険財政共同安定化事業につきましては、制度の改正は平成27年度に行われました。もともと10万円以上80万円までの全てのレセプトに対してということから、平成27年度も垣根をなくして80万円以下の者は全てということで、平成27年度に制度は大きく変わりましたが、平成28年度については、制度そのものは変わりませんが、やはり医療費の伸び、これが全ての増加の原因というように考えております。

以上でございます。

○加藤委員長 二橋委員。

○二橋委員 そうしますと、医療費だけなのか、あるいは対象のケースがふえたのか、その辺は、どうなのですかね。いずれにせよ、この交付金がふえたということは、いろいろな要素があると思うのですけれども、ただ単に額がふえたということではなくて、内容的には、どうなのですかね。

○加藤委員長 保険年金課長。

○森保険年金課長 保険年金課長がお答えいたします。

件数というよりは、金額で見えております。過去3年間の医療費の保険給付、実績をもとにして、県全体で総額を出して、それぞれの市町の医療実績に案分するという形をとっておりますので、件数が何件という形ではなくて、毎年これだけの金額を出して、それが3年平均でというような出し方をしております。

以上でございます。

○加藤委員長 二橋委員。

○二橋委員 いずれにしろ、当然、医療費がもともになるのだけれども、やはり県の共同体のようなものでやっているものですから、今までの実績といっても、本来なら各市町村によっても実績が変わってくるよね。それを総合的にまとめて、とりあえず湖西市分はこの程度なのですよというような提示なのか、その辺の改まった話はないですかね。

○加藤委員長 保険年金課長。

○森保険年金課長 今、委員が言われたとおりのやり方でして、基本的には各市町によって金額が変わっております。実際には、この交付金と拠出金の、出すほうと入るほうの、実際決算上では、ずれも出てきます。それが再保険事業という言い方をしているのですけれども、みんなでお金をプールして、それぞれである程度助け合おうという形の事業ですので、そういった形で3年平均の事業費で見ているという、そういうところでございます。

以上でございます。

○二橋委員 わかりました。

○加藤委員長 よろしいですか。

ほかにございませんか。歳入の質疑は、どうですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤委員長 では、次に歳出について質疑を行います。質疑のある方はございませんか。吉田委員。

○吉田委員 確か保険給付費は2.5%ふえていますという説明をいただいたわけですがけれども、だんだんだんだん、みんな医療にかかってくる度合いが高まっているというように推測されますけれども、担当部局としては、特にこういうようなところに増加の原因があるとかないとか、その辺で把握している範囲で、もう一度、この2.5%の内訳というか、根拠的なお話がいただけたら、説明いただきたいと思います。

○加藤委員長 保険年金課長。

○森保険年金課長 保険年金課長がお答えいたします。

医療費の伸びにつきましては、対象となる加入者、被保険者の方の人数的な増加というのは、近年、大分横ばいというか、抑えられております。ただ、1人当たりの医療費が高くなっているということから、例えば多受診、複数の医療機関にかかるとか、高度医療、こういったもので医療費の増加が見込まれるというケースも考えられます。

一つ例を申し上げますと、例えば、ある病気に対して、薬剤、お薬ですね、これが非常にいいのが出たということで、それが今、1錠8万円というような、そういったものもございまして、こうしたことから、これが保険適用になりまして、それを投与されると、すぐに100万円、200万円というお金は出ていってしまいます。平成27年度におきましても、そういった高額療養費が出ているという状況ですので、こういった医療の高度化が進むことによって、医療費の増加というもの今後見込まれていくのではないかとこのように見ております。

以上でございます。

○加藤委員長 吉田委員。

○吉田委員 今、お話を聞いて、いろいろな内容があるのだなということを改めて感じたわけですがけれども、複数の診療所を受診される、そういうようなことで行って、できるだけ健康管理に注意してくださいというのはあれですが、かといって、2か所、3か所、どんどんどんどんふえていってしまうと、どんどん医療費も増加してしまう。できるだけ主治医は決めて、そののところにしっかりと受診してもらってくださいよと、こうやって指導するのも、なかなか難しいものがあると思うけれども、こういう点については、湖西市だけではなくて、他市もいろいろな同様の悩みを持っていると思うのですけれども、ほかの市の、いわゆる国民健康保険担当との研修会だとか情報の交換とか、そういう中において、何かいい保険加入者への指導というか、健康管理をしてもらうと同時に、そういう指導というものは、何か情報交換で出ているものがありますか。また、どういうことを今までに、この診療費を抑えるために努力されてきたか、その辺の状況があったら紹介していただきたいと思います。

○加藤委員長 保険年金課長。

○森保険年金課長 保険年金課長がお答えいたします。

やはり今、国民健康保険で一番、湖西市に限らず全国的に取り組んでいる形としては、特定健康診査、それから特定保健指導、これが一番だと思います。これによりまして、病気の早期発見、早期治療、それにより重症化を防ぐということもありますし、生活習慣病の改善といったことにもつながることが、ひいては医療費の削減にもつながっていくのではないかと考えております。

また、国民健康保険に関しては、静岡県、それから国民健康保険団体連合会が、私ども事務屋の研修もありますが、そこに携わる保健師であるとか栄養士、こういった専門職員に対しても、各市町から集まって、いろいろ研究会等もしておりますので、それぞれが健康管理に対する知識をつけるということで、それを加入者の方に指導していくということでの保険事業を進めているところでございます。

以上でございます。

○加藤委員長 吉田委員。

○吉田委員 高度医療とか、そういうような費用をかけないために、早期発見して、みんなに診療費のかからないようなあれを進めているということですがけれども、その特定健康診査を推進されているということですがけれども、その辺の受診の状況、横ばいなのか、少しずつ改善されているのか、その辺の成果が上がっていたら紹介していただけますか。お願いします。

委員長、いいですか。

○加藤委員長 はい。

○吉田委員 細かい数字はいいです。大体こういう傾向にあるというような様子がわかれば。特定健康診査を受診されているのは、年々、少しずつふえている傾向にあるのか、全く横ばいなのか。こういうことがあったら困るけれども、少し減っている傾向だとか、その辺の様子がわかれば、参考に教えていただきたいと思います。

○加藤委員長 保険年金課長。

○森保険年金課長 保険年金課長がお答えいたします。

特定健康診査の受診率は、年々上昇しております。ちなみに、平成24年度が46.6%、平成25年度が47%、平成26年度が48.2%という形で、毎年少しずつですが、受診率は伸びているということです。

以上でございます。

○加藤委員長 吉田委員。

○吉田委員 引き続き努力をしていただきたいと思います。ありがとうございました。

○加藤委員長 よろしいですか。ほかに。

○島田委員 歳出でいいですかね。

○加藤委員長 歳出のほう。島田委員。

○島田委員 一般管理費が前年度より148万円ほど増額となった理由。概要説明書83ページ。

○加藤委員長 保険年金課長。

○森保険年金課長 保険年金課長がお答えいたします。

一般管理費の増額なのですが、これは委託料の増でございまして、先ほど少し歳入のところでもお話ししましたが、平成30年度から新たに国民健康保険の広域化がスタートするというお話をさせていただきました。それで、県が平成28年10月以降に標準保険税率を示すわけですが、その算定には約600項目ものデータを提供しなさいということで、我々保険者に指示が来ております。この600項目余のデータを今の既存システムから抽出するために、今あるシステムの改修を行うための業務委託料を今回増額したものでございます。

以上でございます。

○加藤委員長 島田委員。

○島田委員 よくわかりました。

○加藤委員長 ほかに。二橋委員。

○二橋委員 2款3項2目の出産育児一時金ということなのですが、我々のまちには産科医がないということで、これは他市への流出なのですが、この42万円が診療報酬改定等によって妥当であるかどうかということをお聞きしたいのですが、大体、一般的には、今現在どのぐらいかかるものでしょうかね。

○加藤委員長 保険年金課長。

○森保険年金課長 保険年金課長がお答えいたします。

なかなか医療機関によって金額というのは差があるかと思えますけれども、5、60万円程度かかるのではないかと、いうように聞いております。

以上でございます。

○加藤委員長 二橋委員。

○二橋委員 そうしますと、当然負担分がかなりあるということなのですが、今、政策的に、やはり子育て支援、あるいは子どもを産んでいただくという観点から申しますと、非常に開きがあるなど、こういうことでもございますけれども、担当課としてどうですか。

○加藤委員長 保険年金課長。

○森保険年金課長 保険年金課長がお答えいたします。

確かに出産に伴う費用、多額だとは考えておりますけれども、42万円というのも法に定められている部分がございますので、国民健康保険サイドとしては、なかなかそれを超えてまで支給するという状況にはございません。

以上でございます。

○加藤委員長 二橋委員。

○二橋委員 制度的なこともあるかもわからないけれども、上乘せ基準というのは、当然その市町であってしかるべきだと思うものですから、いずれにいたしましても、このぐらいの開きがあるということは御承知を願っていただきたいと思えます。

○加藤委員長 二橋委員、よろしいですか。

○二橋委員 はい。

○加藤委員長 ほかに。馬場副委員長。

○馬場副委員長 概要説明書85ページの出産一時金の下葬祭費、1件当たり5万円出ているわけですが、最近ひとり住まいの方が多くて、亡くなってから申請をするようになったよね。そうすると、ひとり住まいというと、身内の方がいればいいのだけれども、そういった亡くなった場合、申請のしようがなくて、その5万円が葬儀のとき

に受けられないという可能性もあるのですけれども、その辺の扱いは、どうなっているのですか。

○加藤委員長 保険年金課長。

○森保険年金課長 保険年金課長がお答えいたします。

今のところ、例えばその方が湖西にお一人でお住みになっていても、何らかの形で親族の方がいらっしゃったということで、その方との連絡等によりまして、葬祭費はお支払いしているという現状でございます。

○加藤委員長 馬場副委員長。

○馬場副委員長 少し微妙なところだけれどもね。そういったところで、市内にいない方も可能性としてはないわけではないものですからね。その辺の対応だけ、また検討しておいてください。ゼロとは言い切れないと思いますので、よろしくをお願いします。

○加藤委員長 よろしいですか。

ほかに。吉田委員。

○吉田委員 歳出ではなくて、全体を通じてでいいですか。

○加藤委員長 はい、どうぞ。

○吉田委員 今度、平成30年に広域化になりますよと、その広域化になるメリットは、どういう具合で押さえていて、今後のおおよそのスケジュールがわかれば教えていただきたいと思います。まず、その一点をお伺いいたします。

○加藤委員長 保険年金課長。

○森保険年金課長 保険年金課長がお答えいたします。

広域化のメリットでございますけれども、まずは、先ほど言いましたように、都道府県が財政運営の責任主体となるということから、財政運営が都道府県内で統一化され、基盤も強化されるということがメリットではないかというように思います。

それから、スケジュールでございますけれども、先ほど言いましたように、第1回の標準保険税率の試算が平成28年10月以降というように聞いております。最終的には平成29年度に入ってからということですが、それまでの間に、いろいろな給付であるとか、それから納付金という、お金の流れが変わってきます。今までは、湖西市という保険者の中で税をいただきながら、国の公費もいただき、それで保険給付に回していたわけですが、今度は1回、保険者である湖西市が保険税を徴収し、それを県に上げます。事業納付金という形で県に上げて、県から逆に、保険給付費の交付金というような形で市町村国民健康保険の保険者においてくるというような、お金の流れも変わってきますし、それから国庫で今、国民健康保険に入っている部分も県に入っているとかいう、さまざまにお金の流れが変わってきますので、こういったことも平成28年から、県と市町、それから国民健康保険団体連合会で広域化等連携会議というのを開催しまして、そこで、いろいろな制度についての意見交換や、将来にわたって持続可能な制度設計について詰めていくということになっておりますけれども、いずれにしても、それを平成28年度、平成29年度、2カ年の間で行っていくというようなものでございます。

○加藤委員長 吉田委員。

○吉田委員 済みません。歳出と歳入、直接ではないですけれども。今度の会計の形態は、県の会計になるのですか。それとも、いわゆる一部事務組合のような格好で、静岡県下の市町の連合会の会計のうち、湖西市の部分の会計はこうですよというように分担で行くのか、いわゆる市町の議会があるときには、その会計の議決とか、そういうものは県一体でぱっとやるのだったら、県で議決をして、そちらでやるのか、その辺の全体のあれというものが少しつかみ切れないのですけれども、わかっている範囲で教えていただきたいと思います。

○加藤委員長 保険年金課長。

○森保険年金課長 保険年金課長がお答えいたします。

湖西市の国民健康保険自体、特別会計は平成30年度以降も残ってまいります。県は新たに国民健康保険の特別会計

をつくりまして、そこで県内の国民健康保険にかかわる財政運営をやっていくという形です。

ただ、後期高齢のように、広域連合ではございませんので、基本的にはそれぞれが独立した中で、けれども財政運営を県がそれぞれの市町に対して、より今まで以上に支援していくという体制ができていくのではないかとこのように思っております。

○加藤委員長 吉田委員。

○吉田委員 では、あと一点だけ。そうしますと、平成30年以降も広域連合になっていくけれども、個々の市町の国民健康保険会計は存続し、市町が中心になってやっていくということになると、そのとき、やはり基準というか、大きな母体となるのは、ある程度、基金とか、そういうものに運営資金をためておいて、いざというときには、それで運用する。そうすると、基金の積み立てなどは、ある程度、思い切って心がけていかなければならないのではないかと思います。今回の予算額で行くと、基金の積み立ては、基金から生ずる利息の分だけを積み立てようと、このような内容になっていると思うのですけれども、その辺の考え方というか、方針はどういうぐあいに捉えておられるか、お願いしたいと思います。

○加藤委員長 保険年金課長。

○森保険年金課長 保険年金課長がお答えいたします。

本来、基金につきましては、年度途中で予想を上回る医療費等が発生したときに、基金を取り崩して一時的に医療費に充てるというようなものでございます。

平成30年度からは、基金は県にできます。それによりまして、例えば県内のある市や町の国民健康保険財政が厳しいというときには、県がその基金を対象となる市町に貸し付けたり、もしくは交付するという新たな制度ができてまいります。

そうしますと、では、市町の今ある基金はどうかということになりますけれども、これについても現段階では、国のほうでは平成30年度までに、財政運営が厳しいから、全部基金が要らなくなったということで使ってしまうというようなことはくれぐれもするなという指導が出ておまして、当面は今のまま、積立額5%という、条例に基準がありますので、それを守りながらやっていくということで、もし財政的に余裕があれば基金に積んだりしていきますし、通常ですと毎年度の利息分ぐらいしか積み立てられないというような状況が続いていくのではないかとこのように思っております。

以上でございます。

○加藤委員長 吉田委員。

○吉田委員 ありがとうございます。また今後、よく勉強していきたいと思っております。ありがとうございます。

○加藤委員長 二橋委員。

○二橋委員 7款1項4目の、先ほど質疑した歳入との対比なのですが、保険財政共同安定化事業拠出金、これで再調整するというところで行っているわけなのですが、この差額分の1,200万円の内容を、ある程度、お聞きしたいと思います。

○森保険年金課長 資料を確認しますので、少しお待ちください。

○二橋委員 後でよろしく申し上げます。

○加藤委員長 はい、わかりました。

ほかにありませんか。二橋委員。

○二橋委員 もう一点、済みません。

同じく8款1項1目の保健衛生普及費、その説明書の中での6番目のレセプト二次点検ですけれども、まずここでの作業というのは、どういう作業をしているか、そして、この返戻金が大体どのぐらい出ているのか、把握したいと思っております。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○加藤委員長 では、そういうことでよろしくお願ひします。

では、引き続きまして、質疑のある方。

〔「委員長、午前中の答弁があるよね」と呼ぶ者あり〕

○加藤委員長 答弁、はい。

○森保険年金課長 それでは、午前中の宿題となっているものにつきましてですけれども、まずレセプト二次点検ですけれども、レセプトを戻して、医療機関から、またさらに返ってきた場合ということですが、その場合、医療機関と国民健康保険団体連合会のやりとりになるのですが、国民健康保険団体連合会としては、戻ってきたもので、まだ疑義がある場合には、医療機関に再度出すということで、そのやりとりなのですけれども、結果的には、一般的に医療機関のほうで取り下げをするというか、そこで調整して終わりという形になります。

○加藤委員長 二橋委員。

○二橋委員 わかりました。要するに、医師がその内容を出して、それを請求するようになるので、最終的には医師が納得すれば、結果オーライだよ。そこへ行っていけばいいかなと。

○森保険年金課長 それと、保険財政共同安定化事業の交付金と拠出金の差額でございます。

拠出金の額につきましては、少し交付金のところでもお話ししましたように、3年間の実績から出したものでございますけれども、実は交付金のほうが、この額よりも1%低く計上させていただいております。これは、歳入を過大に見ないという部分もありますけれども、なぜ1%かといいますと、拠出金に対しての交付金の差ですね。つまり、出したほうが多い場合、再保険事業ですので、1%までは、それぞれの保険者が負担してもらおうと。ただ、それを超えた部分については、県の特別調整交付金で見ただけということ、一応、歳入を1%低く見ているという予算の組み方をさせていただいております。

以上でございます。

○加藤委員長 二橋委員。

○二橋委員 わかりました。いずれにしろ、内容的な問題ではなくて、要するに1%見ていると、こういうことですよ。

○森保険年金課長 はい。

○二橋委員 わかりました。

○加藤委員長 ほかにございませんか。馬場副委員長。

○馬場副委員長 未納、延滞、滞納を含めて、全部連携するのだけれども、最近のそういった状況の流れというか、そういった人たちがふえているという状況なのか、その辺の状況、わかる範囲で結構ですので、お願いいたします。

資格証明者とか、そういうのは関係ないので、その状況だけ教えていただければいいです。

○加藤委員長 保険年金課長。

○森保険年金課長 滞納繰り越し分の金額ですけれども、これは、やはりふえているという状況でございます。

○馬場副委員長 わかりました。結構、低所得者の影響になってくるのかどうかわからないですけれども、今、いろいろ社会問題にもなっているものですから、その辺のところについては、しっかり把握された中で、滞納者、延滞者もおられると思いますので、そういうところの徴収的なものは努力されているとは思いますが、社会が悪いと言ってしまうと何にもならないものですから、担当課としての努力だけをお願いしたいと思っております。よろしくお願ひします。以上です。

○加藤委員長 ほかに。島田委員。

○島田委員 国民健康保険給付等支払準備基金の残高の見込みは、どういう具合ですかね。

○加藤委員長 保険年金課長。

○森保険年金課長 保険年金課長がお答えいたします。

国民健康保険給付等支払準備基金につきましては、今、基金の積立額、前3年間を平均した1年度当たりの保険給付の5%以上を確保するというように条例で決まっております。

平成27年度末の基金残高につきましては、約2億470万円と見込んでおります。平成28年度中に当初予算額の4,300万円、これを取り崩したときに、基金残高は約1億6,170万円となる見込みでございます。これが先ほどの条例に基づきますと約5.2%に当たるということから、条例に基づく積立額は確保できるものというように考えております。

以上でございます。

○島田委員 ありがとうございます。

○加藤委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤委員長 では、ないようですので、質疑を終結し、これより討論に入ります。

討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤委員長 では、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第29号平成28年度湖西市国民健康保険事業特別会計予算を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成する諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○加藤委員長 ありがとうございます。

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決するべきものと決しました。

それでは、続きまして、議案第31号平成28年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計予算を議題といたします。

平成28年度各会計予算に関する説明書の中の後期高齢者医療事業特別会計予算及び予算概要説明書、98から102ページをごらんください。

よろしいですか。それでは、これより質疑を行います。

質疑は、歳入全般と歳出全般に分けて行います。

それでは初めに、歳入について質疑を行います。質疑のある方はございませんか。島田委員。

○島田委員 一般会計繰越金が1,480万円ほど減額になった理由は、どうですか。

○加藤委員長 保険年金課長。

○森保険年金課長 保険年金課長がお答えいたします。

一般会計繰入金が減額となった理由でございますけれども、平成27年度に実施いたしましたマイナンバー制度への対応と電子システムのバージョンアップに伴う改修が当該年度で終了したことから、事務費分の繰り入れが約2,260万円減額しております。ただし、保険基盤安定繰入金、こちらが軽減判定所得の拡大によりまして780万円増額しておりますので、この差し引きとしまして1,480万円の減となったものでございます。

以上でございます。

○加藤委員長 島田委員、いいですか。

○島田委員 はい、ありがとうございます。わかりました。

○加藤委員長 歳入で質疑はございませんか。二橋委員。

○二橋委員 1款2項1目の徴収費なのですけれども、1割強、今年度のほうが予算計上分が多くなっているのですけれども、いずれにいたしましても、この更正通知書がもとになっていると思うのですけれども、これほどふえるのかね、どうなのかね。この内容を教えてください。

○加藤委員長 保険年金課長、内容はわかりますか。

○二橋委員 歳出だ。ごめんごめん。

○加藤委員長 ほかに歳入で質疑はありますか。島田委員。

○島田委員 保険料が増額となっているが、被保険者数の推移は、どうですか。

○加藤委員長 保険年金課長。

○森保険年金課長 保険年金課長がお答えいたします。

被保険者数につきましては、後期高齢者医療の場合は毎年増加の傾向でございます。これは、今現在、団塊の世代が前期高齢者に当たるものですから、2025年、この方たちが後期高齢者医療に移行するというので、少なくとも、それまでの間は増加の傾向は続くのではないかとこのように思っております。

以上でございます。

○加藤委員長 島田委員。

○島田委員 ありがとうございます。

○加藤委員長 よろしいですか。吉田委員。

○吉田委員 保険料の滞納繰り越しのところで、少しお聞きしたいのですが、特別徴収が圧倒的に多いように自分としては理解しているのですが、普通徴収と特別徴収の割合と、それから滞納繰り越しは最近の傾向としてふえているのか減っているのか、その辺の状況について、説明をお願いしたいと思います。

○加藤委員長 保険年金課長。

○森保険年金課長 保険年金課長がお答えいたします。

特別徴収と普通徴収の比率でございますけれども、特別徴収が85%、それから普通徴収が15%でございます。

それから、滞納ですけれども、これにつきましては、若干ですが、ふえてきているという傾向でございます。

以上でございます。

○加藤委員長 吉田委員。

○吉田委員 若干ふえているということの原因というか、どういうようなところに、その要因があるのですかね。その辺、わかる範囲で結構ですので、わかっていたら教えてください。お願いします。

○加藤委員長 保険年金課長。

○森保険年金課長 保険年金課長がお答えいたします。

やはり生活困窮という部分が最大の要因だと考えております。

以上でございます。

○加藤委員長 吉田委員。

○吉田委員 了解いたしました。

○加藤委員長 二橋委員。

○二橋委員 歳入の1款6項5目の諸収入ですね。いずれにしろ、過年度に対する還付加算金なのですが、これってかなり増加になっていますけれども、その要因は何ですか。

○加藤委員長 保険年金課長。

○森保険年金課長 保険年金課長がお答えいたします。

過年度更正が平成28年度は大きくなるという見込みをしておまして、それに伴います還付加算金が増と。これは歳出のほうですけれども。後期高齢の特別会計の場合は、市が一旦払ったものは、後から広域連合から戻していただけるということで、この諸収入も増加という形をとったものでございます。

以上でございます。

○加藤委員長 二橋委員。

○二橋委員 そうすると、単純に大きな理由というのは、ただその違いだけかね。

○加藤委員長 暫時休憩します。

午後1時18分 休憩

午後1時21分 再開

○加藤委員長 それでは、休憩を解いて会議を再開します。市民経済部長。

○青島市民経済部長 では、市民経済部長から、お答えさせていただきます。

実は軽減を判定する場合に、営業所得といいますか、所得のある方で繰り越しの損失がある方、それから専従者を控除されている方、そういった方は住民税の判定とまた少し違いまして、国民健康保険は専従者給与を戻すということがあります。それと、繰り越し損失をそこでまた見るという、少し複雑な仕組みになっておりまして、その関係で、実は少し判定が、今まで行ってきたことでよろしかったのかというところで、今、少し疑義が生じている部分がございます。これについては県へも、県を通じて国へも確認をとっておりまして、まだ実は結論が出ていない状態です。これが実は国民健康保険にも多少影響が出る部分がございます。予算組みをしたときには、後期高齢だけで処理ができるという、我々も判断をいたしました。その後、少し波及がありまして、問題が少し大きくなりまして、今、まだ結論待ちの段階であります。ですので、後期の予算については、その部分は修正していこうという方針のもとに、この過誤納の部分は増額させていただいて、そういった対応をしていこうという意思を示して、こういう予算組みをさせていただいておりますが、これまた、執行する段階では結論を待って取り扱っていきたいというように考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

以上です。

○二橋委員 はい、わかりました。

○加藤委員長 ほかに、歳入について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤委員長 では、次に歳出について質疑を行います。質疑のある方はございませんか。二橋委員。

○二橋委員 少し前段でお話ししましたけれども、通知書の印刷代等なのですけれども、今回、1款2項1目の徴収費、この増額について御質問いたします。

○加藤委員長 保険年金課長。

○森保険年金課長 保険年金課長がお答えいたします。

平成27年度までは、更正通知書を出す場合に総務課で一括して出していたのですけれども、100通を超える場合は、平成28年度から、それぞれの課で予算づけしろということから、その部分が今回増額となっているものでございます。

以上でございます。

○二橋委員 はい、わかりました。

○加藤委員長 馬場副委員長。

○馬場副委員長 広域連合の納付金の内容と、前年度より、またふえていますよね。その理由について、お尋ねします。

○加藤委員長 保険年金課長。

○森保険年金課長 保険年金課長がお答えいたします。

広域連合の納付金でございますけれども、後期高齢者医療保険料納付金は、収納した保険料を広域連合に納めるものでございます。

それから、低所得者軽減負担分と被扶養者軽減負担分は、所得に応じた保険料軽減に相当するもの、それから被扶養者に係る保険料軽減相当額を一般会計から繰り入れ、広域連合へ納めるものでございます。

もう一つは、後期高齢者医療保険料延滞金でございます。これは滞納保険料に合わせて徴収した延滞金、これも

広域連合に納めるというものでございます。

平成28年度におきましては、保険料率を改定したということで保険料の納付金が増加しております。

それから、保険基盤安定制度も、軽減判定の拡大によりまして対象者が増加したことでの増額ということで、いずれも増額の要因がございますので、納付金総額もふえているという状況でございます。

以上でございます。

○加藤委員長 馬場副委員長。

○馬場副委員長 料率と、その対象者がふえたという理解でよろしいですか。料率って、率として、どのぐらいふえた。

○加藤委員長 保険年金課長。

○森保険年金課長 保険年金課長がお答えいたします。

平成28年度、平成29年度ですね。2年ごとに改定しておりますので、所得割率が7.85%になりまして、0.28%上昇しております。

それから、均等割額が3万9,500円ということで、これも1,000円増額となっております。

よろしいですか。

○馬場副委員長 よろしいですよ。それで計算すれば、大体、ふえている人数というのも出てきますので。了解しました。

○加藤委員長 ほかにございませぬか。それでは、二橋委員。

○二橋委員 済みません、少し勉強不足で。先ほどの負担金なのですけども、この一般会計と特別会計の負担金というのは、事務費と経費分の違いなのか。

○加藤委員長 保険年金課長。

○森保険年金課長 保険年金課長がお答えいたします。

一般会計負担金というのは、広域連合の総務的経費ということで、例えば事務所の賃料であったり、議会運営費、それから総務関係の職員の人件費というものです。

それから、特別会計というのは、医療給付に当たる職員の人件費であったり、例えばシステムやレセプト点検などに要する費用、こういったものの事業費ということで区分けしております。

以上でございます。

○加藤委員長 よろしいですか。

ほかにございませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤委員長 では、ないようですので、質疑を終結し、これより討論に入ります。

討論のある方はございませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○加藤委員長 それでは、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第31号平成28年度湖西市後期高齢者医療事業特別会計予算を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成する諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○加藤委員長 ありがとうございます。

挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしました。

なお、委員長報告は、正副委員長において作成させていただきます。御了承ください。よろしく申し上げます。

以上で、総務経済委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

[午後 1 時31分 閉会]

湖西市議会委員会条例第28条第1項の規定により署名する。

委員長 加藤 弘己